

第3号館電算機械室の空調機保守点検業務業務委託 入札説明書

(別添)

1 各種様式

- ・一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第2号）
- ・質問書（様式第5号）
- ・委任状（様式第6号）
- ・入札書（様式第7号）
- ・入札辞退届（様式第8号）
- ・入札書【再入札用】（様式第9号）
- ・見積書（様式第10号）

2 入札の注意事項

3 仕様書

4 契約書

- ・第3号館電算機械室の空調機保守点検業務業務委託契約書（案）
- ・誓約書

兵庫県企画部デジタル改革課

第3号館電算機械室の空調機保守点検業務業務委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称
第3号館電算機械室の空調機保守点検業務委託
- (2) 調達物品の仕様等
別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和7年6月1日（日）～令和12年5月31日（金）
- (4) 納品場所
兵庫県企画部デジタル改革課

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札参加の申込み

本件の入札参加を希望する者は、次に従い、申込書に関係書類を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けること

- (1) 提出書類
 - ア 申込書（様式第2号）
 - イ 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
 - ウ 110円切手を貼付し、送信先の住所を記載した返信用封筒（定形長3）
- (2) 提出期間
令和7年5月7日（水）から令和7年5月14日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休

日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出場所

兵庫県庁3号館12階デジタル改革課
(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 提出方法

前記(2)の期間に(3)の場所へ直接提出すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出については、令和7年5月13日(火)午後5時までに(3)の住所に必着のこと。

(5) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和7年5月19日(月)午後5時までに一般競争入札参加資格通知書(以下「確認通知書」という。)により通知する。

(6) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式第5号)を提出すること。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることは認めない。

(1) 受付期間

令和7年5月8日(木)から令和7年5月14日(水)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所

前記3(3)に同じ。

(3) 質問方法

ア 質問書を電子メール、持参又はFAXにより提出すること。

イ 電子メールによる送信にあたっては、7MB以下の容量で、パスワード付き圧縮ファイル(ZIP形式)とし、パスワードは別メールで通知すること。

ウ 電子データは、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックしたものであること。

(4) 質問の回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 回答閲覧期間

令和 7 年 5 月 19 日（月）から令和 7 年 5 月 21 日（水）までの毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 閲覧場所

前記 3 (3)に同じ。

- 5 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- 6 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 兵庫県庁 3 号館 12 階デジタル改革課
(2) 日時 令和 7 年 5 月 7 日（水）から令和 7 年 5 月 14 日（水）まで（県の休日を除く。）
の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

- 7 入札・開札の場所及び日時

- (1) 入札及び開札場所
兵庫県庁第 1 号館 1 階入札室
(2) 入札及び開札日時
令和 7 年 5 月 22 日（木）午後 2 時
(3) その他

ア 名簿の登録申請を行った者から審査の終了前に入札書が提出された場合においては、その者が開札の日時までに入札参加資格を有すると認められることを条件として、当該入札書を受理する。

イ 入札前に確認通知書の写しを提出すること。

ウ 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

エ 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえ入札すること。

- (4) 開札

開札は、入札書等の提出後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

入札の執行回数は 2 回を限度とし、初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合において、再度入札が実施された場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

- 8 入札書の提出方法

前記 7 の入札・開札の日時及び場所に直接入札書（様式第 7 号）を提出すること。ただし、郵送等による入札については、入札書及び確認通知書の写しを封筒に入れ封印し、表封筒に「令和 7 年 5 月 22 日開札 第 3 号館電算機械室の空調機保守点検業務委託に係る入札書在中」の旨朱書し、入札者の名称又は商号及び代表者の氏名を記載のうえ、令和 7 年 5 月 21 日（水）午後 5 時までに前記 3 (3)の住所に必着のこと。

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で記入すること。

(2) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記 1 (1) に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の記名があること。

(3) 入札金額は、契約期間の委託料総額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の辞退

前記 3 (5) により入札参加資格を認められた者において、入札書を提出するまでは、入札辞退届（様式第 8 号）により入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 5 以上の額を、令和 7 年 5 月 21 日（水）正午までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号。以下「財務規則」という。）第 84 条の規定に該当する場合は、この限りではない。

イ 前記アのただし書きの入札保証保険の保険期間は、本件入札の参加申込後で、令和 7 年 5 月 21 日（水）以前の任意の日を開始日とし、令和 7 年 6 月 5 日（木）以降を終了日とすること。

ウ 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

エ 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提出された担保を含む。以下本項に置いて同じ。）は、落札者決定後これを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに還付する。なお、入札予定額を上回る金額で入札を行った者については、入札終了後直ちに還付する。

オ 入札を辞退した者は、落札決定後これを還付する。

カ 入札保証金の還付を受ける場合においては、領収書等を県に提出するものとする。

キ 前記エのただし書きの規定にかかわらず、落札者から申し出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

ク 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することができない。

ケ 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、県に属する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合、過去 2 年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し誠実に履行した実績があり、契約締結までに県が指定する誓約書を提出し県が認めた場合、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）が 200 万円以下である場合等財務規則第 100 条の規定に該当する場合は、この限りではない。

イ 前記アのただし書きの履行保証保険契約の保険期間は、契約期間とし、契約保証金は、契約満了の日まで保管する。

1 2 無効とする入札

(1) 前記 2 に示した入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

1 3 落札者の決定方法

(1) 前記 1 の委託契約を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送等した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。

(3) 予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、入札書【再入札用】（様式第 9 号）により直ちに再度の入札を行う。

(4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約によることができる。随意契約を希望する場合は、直ちに見積書（様式第 10 号）を提出すること。

1 4 入札に関する条件

- (1) 入札書が、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により到達していること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に変わる担保の提供を含む。）の納入を求められた場合、入札保証金が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間は前記 11(1)イを満たすこと。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状（様式第 6 号）を入札執行者に提出すること。ただし、申込書に代理人の職氏名が記載されており、入札当日に顔写真付公的書類により本人確認が出来る場合は、この限りではない。
- (8) 入札金額は特に指示された場合のほか、総価格を記入すること。
- (9) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、上記(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

1 5 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

1 6 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 正当な理由なく(1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

1 7 再委託の禁止

- (1) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

- (2) 本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。
- (3) 再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

1 8 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者及び契約締結を拒否した者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 契約に当たり、契約候補者が暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者等の統制下でない者であること及び最低賃金額以上の賃金支払いをはじめ労働関係法令を遵守し、業務に関わる労働者の適正な労働条件を確保することについて、誓約する書類の提出を求める。（契約額が 200 万円未満の場合を除く。）

1 9 調達事務担当部局

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県企画部デジタル改革課

電話番号 (078)341-7711 内線 79173

E-mail sysad@pref.hyogo.lg.jp